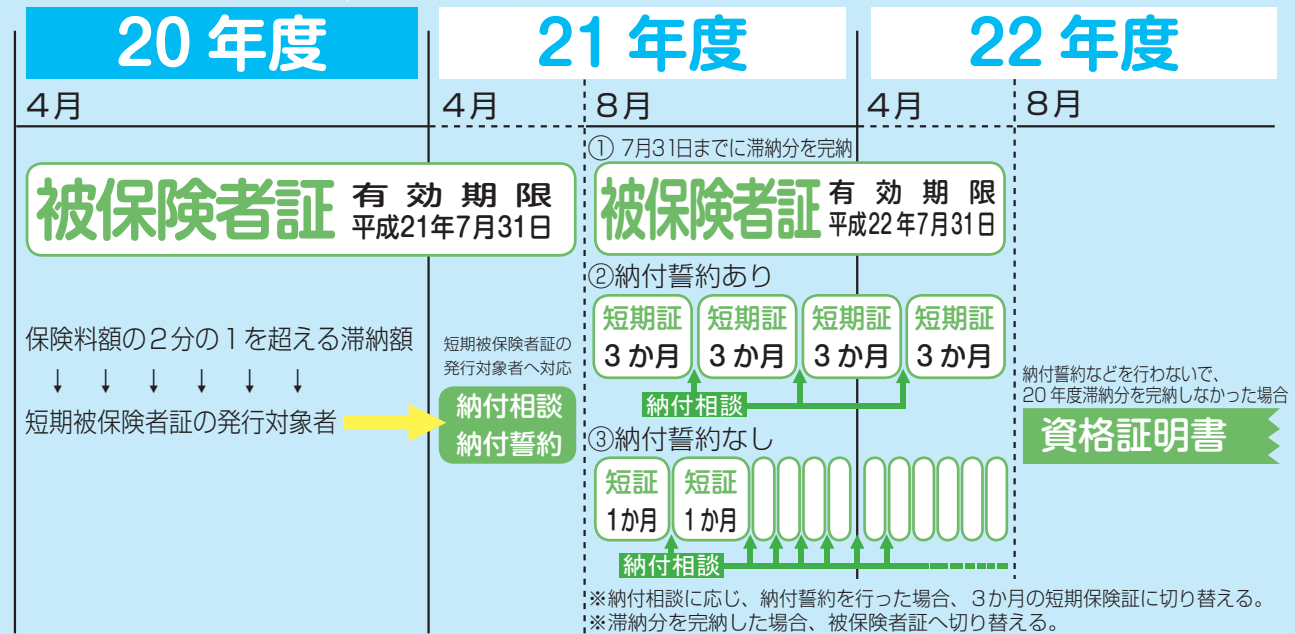


# 後期高齢者医療被保険者証についてのお知らせ

現在、お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日以降の被保険者証は、7月下旬に郵送します。ただし、5月31日までに平成20年度の保険料額の2分の1を超える滞納がある人には、被保険者証は交付せず、短期被保険者証を交付することになりました。

## ●保険料額の2分の1を超える滞納額がある場合



### 短期被保険者証

- 対象者 = 5月31日(判定日)までに、平成20年度の保険料額の2分の1を超える滞納額がある人
- 短期保険証の有効期限
  - 納付誓約を行った人 3か月
  - 納付誓約を行わない場合 1か月
  - 納付誓約を守らない人 1か月
- ※短期被保険者証対象者には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付することは原則としてできません。

### 資格証明書 (平成22年8月1日以降交付)

- 資格証明書で病院を受診したときは、医療費が一旦全額自己負担となります。
- 対象者 = 平成21年度中に平成20年度滞納分を完納しなかった人

### 短期被保険者証、資格証明書になってしまうと…

- 有効期限が3か月又は1か月の被保険者証になるばかりではなく、様々な医療給付制限が行われます。
- 一時差止め
  - 保険料を滞納し、納付誓約等を行わない場合、特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・移送費・葬祭費その他後期高齢者医療の医療給付のうち現金で給付するものの支給申請があったときは、当該給付の全部又は一部の支払いが一時差止められます。
- 滞納保険料額への充当
  - 医療給付の一時差止めを受けている人が、なお滞納保険料を納付しない場合には、一時差止めしてある医療給付の額を滞納保険料に充当することがあります。
- 一時差止めの解除
  - 滞納している保険料を完納又は著しく減少したときは、医療給付の一時差止めが解除されます。

特別な事情により、保険料の納付が困難なときは、分割納付もできますので、まずはご相談ください。

## 国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険税を滞納すると、後期高齢者医療制度と同様の措置を取ることになります。

【問い合わせ】 市健康保険課 (1階⑤・⑥番窓口) ☎ 0994-31-1162